

■令和2年度執行目標 建設部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	R1 実績値	R2 目標値
建設部	指導検査課	1	適正な入札・契約の執行	従来から行っている入札の各段階におけるチェックを徹底しつつ、開札においては落札候補者を重点的に確認するなど、事務作業の集中と選択により、引き続き、常に緊張感をもって誤りのない事務執行を行う。加えて、日々、入札発注にかかわる職員が不正防止の認識を深めるよう「木津川市の発注業務に係る職員行動指針」の周知を行い、公平・公正で透明性、競争性が確保された制度の構築に努め、本市入札契約業務に対する信頼確保を図る。	昨年度は、工事61件、コンサル11件、物品役務41件 計113件の入札を適正に執行した。 また、新設計労務単価については、国・府と同様に3月から適用し、速やかに市契約業務へ反映させた。 入札執行にあたっては、ルーチン作業に陥ることの無いよう、常に緊張感をもって職務に当たるとは当然のことながら、業務にかかわるすべての職員が守秘義務の堅持と情報漏洩等による不正行為NOの意識を常に持ち続けることが重要で、「木津川市の発注業務に係る職員行動指針」を浸透させていくことが必要である。				
建設部	建設課	1	年度内における適切な事業執行	年度内の事業について、より積極的に関係者との協議等を行い適切な年度内完了を目指す。 ○道路新設改良事業関係「①木津内田山線道路改良事業」「②木津川台駅前線整備事業」「③木津中ノ川線道路改良事業」「④市道加1013号線排水路整備事業」「⑤未舗装市道舗装工事」 ○河川改修事業関係「⑥貝鍋川改修事業」「⑦木津町内垣外地内排水路改修事業」	①は用地買収が完了しており、2か年での完成を目指す。②は昨年度から引き続き詳細設計を進め、可能であれば用地買収を実施する。③は狭隘部分の拡幅効果が出てきており今後も交付金の採択結果に応じて事業を進める。④はかねてから要望のあった井平尾地内道路排水路の整備に着手する。⑤は未舗装市道のうち市民から要望のある区間の舗装工事を実施する。⑥は府との調整を密に行い事業を進めていく。⑦は河川管理者の府との協議が整ったことから老朽化した排水路の改修工事を実施する。	年度内工事・業務委託等完了件数(件)		5	7
建設部	建設課	2	小川流域における浸水対策の推進	木津合同樋門の更なる排水能力の強化を図るため、小川内水対策事業について早期完成に向け円滑に進めていく。令和2年度では、より積極的に関係者との協議等を行い、詳細設計の年度内完了を目指す。	昨年度補正予算により、予備設計を発注・実施しており、今年度から都市再生整備計画事業による交付金を5か年計画で受け入れ、今年度事業計画として詳細設計を実施する。	年度内業務委託の完了件数(件)		1	1
建設部	まちづくり事業推進室	1	国道及び府道等の新設改良事業の整備促進	国道及び府道の新設・改良にかかる関係機関や地元住民等との連絡調整により、事業進捗を図る。 また、以下の事項については、庁内関係部局及び関係機関と十分連携を図り、早期完成を目指し事業に取り組む。 ・国関連：国道24号歩道整備事業、奈良道交差点改良事業 ・府関連：府道天理加茂木津線道路改良事業(大野バイパス) 木津川市内道路(府道・市道)の再編	国道24号線歩道整備事業、奈良道交差点改良事業においては、事業主体である国と連携し、事業進捗を図るように努める。 府道天理加茂木津線道路改良事業(大野バイパス)においては、事業主体である京都府と連携し、事業進捗を図るように努める。 市内道路の再編については昨年度に一部完了したが、残りの路線の再編について京都府及び関係機関との調整を進める。				
建設部	まちづくり事業推進室	2	小川内水対策に係る関係機関への支援要請	今年度から事業着手となる小川内水対策事業(実施主体：木津川市)の進捗に合わせて、国及び京都府に支援の働きかけを積極的に行う。	昨今の大雨等により、木津川本川の水位上昇による木津合同樋門の閉鎖時において、小川流域の降雨が継続することによる内水被害の発生が危惧されるため、早急に対策を講ずる必要がある。 「木津中心市街地地区都市再生整備計画」(令和元年度木津川市策定)に基づく社会資本整備総合交付金事業として、今年度から事業着手となる小川内水対策事業を円滑に進捗させるため、事業担当課(建設課)と連携しながら、国及び京都府に支援の働きかけを積極的に行う。				
建設部	まちづくり事業推進室	3	城陽井手木津川バイパスの整備促進	国が事業主体で実施される一般国道24号城陽井手木津川バイパスの早期効果発現のため、プロジェクトチームによる協働体制の構築、事業進捗にあたっての連携の充実を図る。	令和元年度に事業化された一般国道24号城陽井手木津川バイパス事業については、事業区間が約11kmに及びたため、早期の効果発現のために事業主体である国及び関連する京都府と連携し、円滑な事業進捗が図れるように努める。 また、当該バイパスに関連する道路ネットワーク整備と周辺のまちづくり構想の具体化を進める。				
建設部	施設整備課	1	市営住宅使用料等の収納率向上	市営住宅管理適正化の観点から、「受益者負担の原則」及び「入居者の公平性」に鑑み、収納率向上に資する取組みを検討し、歳入の確保に繋げる。 昨年度に引き続き、具体的な取組みとして「積極的な定期の督促状の送付」、「連帯保証人に対する滞納債務通知等の送付」、「口座振替の推進」、「電話・訪問等による納付促進」、「代理納付制度(生活保護費)の推進」を実施していく。	市営住宅使用料収納率 ・平成29年度 99.0% ・平成30年度 99.6% ・令和元年度 99.3% 昨年度までの取組みを継続、強化し、更なる収納率の向上に努める。	市営住宅使用料現年度収納率(%)		99.3	99.1
建設部	施設整備課	2	各施設所管部署から依頼の管轄事業の適切な執行支援	各施設の計画・運営に配慮し、的確な設計・工事執行の支援を行う。 設計支援：当尾の郷会館空調設備等改修工事設計、他8件 工事支援：城山台小学校校舎増築工事(一期)、他9件	令和元年度は計画に基づき適正に事業を執行した。(設計支援8件、工事支援8件、繰越事業2件) 施設所管部署と調整し、早期に事業着手及び完了ができるよう計画に基づいた支援業務を継続していく。				
建設部	管理課	1	山城町地籍調査の実施	国道24号城陽井手木津川バイパス事業をスムーズに進めるため、事前の作業として道路計画地域において地籍調査を開始する。	京都府南部木津川右岸地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、また、災害時の道路ネットワーク強化を図る国道24号城陽井手木津川バイパス事業の整備に向けた年次計画に基づく事前調査の実施。	面積[m <sup>2</sup> ]	地籍調査実施計画	-	50,000

令和2年度執行目標 建設部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画等	R1 実績値	R2 目標値
建設部	管理課	2	橋梁長寿命化計画の修繕の推進	「木津川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく近接目視点検にてⅢ判定（早期措置段階）で唯一の跨線橋「解放橋」の修繕を実施する。	解放橋は平成26年度点検でⅢ判定とされており、基本的には判定後5年以内を目途に修繕する予定であったが、鉄道を跨ぐ橋であったため、JRとの協議や調整の結果、令和2年度の施工となった。 Ⅲ判定は10橋のうち東中央線1号橋と薬師橋は平成28年度、豊楽橋は平成30年度、大阪橋は令和元年度に着工している。解放橋を除く残りの5橋（小寺橋、大正橋、志天北橋、志天南橋、姫子橋）は令和3年度以降に修繕する予定。	橋梁修繕数 (箇所)	木津川市橋梁長寿命化修繕計画	1	1
建設部	都市計画課	1	学研木津東地区のまちづくり支援	学研木津東地区の組合施行による土地区画整理事業に対する支援を行う。	木津東地区まちづくり協議会が設立されたが、参加率が半分程度に留まっていることから、個別訪問などを通じて開発への理解を深めてもらい、更なる参加を図る。 所在不明者の追跡調査を進め、分母を上げていくことも重要 まちづくり協議会事務局会議での協議内容について、土地所有者へ提案を行い、事業計画策定や組合準備委員会の設立を目指す。				
建設部	都市計画課	2	学研木津北地区動植物生息調査の実施	実施計画（生物多様性木津川市地域連携保全活動計画 ～みもろつく鹿背山再生プラン～）に基づき、定期的に動植物に関する調査を行うことにより、生息・生育状況の変化傾向等を把握、保全上の課題を整理し、その対策を検討する。	調査結果に基づき、希少生物の保全上の課題の整理を行い、学識経験者の助言を受けながら、活動団体との協働による保全対策を検討する。 平成27年度木津北地区環境調査結果 希少生物 61種類 うち絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種 42種類				
建設部	都市計画課	3	学研木津中央地区の行政財産の有効活用	URのニュータウン事業からの撤退に伴い、URから都市計画課の行政財産として引き継いだ事業用地（3か所）の有効活用を図る。	(1) 城山台3丁目（道路附帯地 約300㎡） 大井手川改修後に土地利用を検討する。 (2) 城山台3丁目（6号緑地 約2,000㎡） 大井手川改修後に子どもが親しみやすい公園としての土地利用を検討 (3) 城山台5丁目（都計道路未整備地 約200㎡） 城山台小学校増築時の暫定駐車場として教育委員会で活用				
建設部	都市計画課	4	第2次都市計画マスタープラン前期計画の策定	第1次都市計画マスタープラン後期計画（H23年～R2年）が計画期間を終了することから、引き続き、第2次都市計画マスタープラン（令和3年～令和12年）を策定する。	これまでの取り組みの成果等を踏まえ、関係機関等へのヒアリングを実施し、上位計画・関連計画等との整合性を図りながら策定を行う。				
建設部	都市計画課	5	太陽光発電設備立地に係る対応の検討	条例化については、国の動き、近隣自治体の状況を注視しながら進める。 議員並びにパブリックコメントでの意見についても検討する。	山城地域から議会に太陽光発電所設置計画に反対する請願書が提出され、委員会・本会議とも全会一致で採択された。 パブコメの意見は次のとおり。 (1) 太陽光発電施設の適正導入ではなく、禁止条例とするべき。 (2) 抑制区域を禁止区域に変更するべき。 (3) 施設の設置には、住民同意を条件とするべき。				
建設部	都市計画課	6	空家等対策に係る対応の検討	空家特措法で規定されない緊急安全措置や同法の対象とならない長屋等に対する適正管理等を図るため、空家等の適正管理の条例化について政策提案を行う。 空家バンクに係る次の課題についても整理を行う。 違法物件、事故物件、耐震不明、相続未整理、滞納物件、共同住宅など。	行政代執行・略式代執行による空家解体を実施をした先進地（5市町）を訪問したが、4市において独自条例を制定し、空家等に対する緊急対応及び適正管理を行っている。 本市においても条例化を図ることにより、空家等の緊急対応及び適正管理の推進を図る。 平成26年10月時点で、401の自治体が空家条例を制定していることを確認している。				
建設部	都市計画課	7	木津学校給食センター及び周辺地域の都市計画変更の検討	木津学校給食センター廃止後の跡地については、企業誘致を目的とした土地活用を図るため、学研都市建設計画の見直し（学研企画課）及び都市計画の変更（都市計画課）について検討を行う。	木津給食センターの跡地については、市有財産利活用推進検討委員会で企業誘致への活用に向けて検討するよう決定されたが、同センター跡地の都市計画をピンポイントで変更することはできない。 したがって、同センター跡地を含む京奈和自動車道西側エリアと面的につながる学研区域であるハイタッチリサーチパークと同じ準工業地域に見直すことについて検討する。				
建設部	都市計画課	8	山城学校給食センターの都市計画変更の検討	山城学校給食センターは、市街化調整区域に立地しているため、給食センター以外の利活用ができない。 市有財産利活用検討委員会の方針のに基づき、地区計画を設定し、同施設の利活用を図る。	山城学校給食センターについては、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、特定のエリアとしてスポット的に地区計画を設定することで、市街化調整区域の例外として、政策的に施設の有効活用を可能なものとする。				